

稲敷地方広域市町村圏事務組合公告第1号

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び稲敷地方広域市町村圏事務組合契約規則（昭和62年稲敷地方広域市町村圏事務組合規則第7号）第3条において準用する龍ヶ崎市契約規則（平成4年龍ヶ崎市規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年4月7日

稲敷地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 千 葉 繁

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）購入
- (2) 履行場所 茨城県稲敷市上須田355番1 いなほ消防署桜東分署
- (3) 履行期限 令和9年3月26日（金）
- (4) 履行内容 別紙「令和8年度 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）仕様書」のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく稲敷地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 組合構成市町村（龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村）から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 稲敷地方広域市町村圏事務組合契約事務等に関する規程（平成20年稲敷地方広域市町村圏事務組合告示第14号。以下「規程」という。）第13条第1項により令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（物品製造等）に登載されていること。

3 仕様書の閲覧及び質問

- (1) 本件の仕様書は、公告日から令和8年5月20日（水）までの間、組合ホームページにおいて閲覧に供する。
- (2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書に質問事項を記載し、FAXにより送付すること。
 - ① 受付期間 公告日から令和8年4月13日（月）正午まで

② 送付先 稲敷地方広域市町村圏事務組合 事務局管理課

FAX 0297-64-5146

- (3) 質問に対する回答は、令和8年4月17日（金）午後5時までに組合ホームページに掲載する。
- (4) 質問内容は質問の意図を明確にし、仕様書の該当する頁数等を記載すること。

4 入札参加資格の確認

(1) 本件の入札参加希望者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

① 競争入札参加資格確認申請書

(2) 受付期間

令和8年4月20日（月）午前9時から令和8年5月8日（金）午後3時まで

※受付時間は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの時間を除く）までとする。

(3) 提出方法及び提出先

① 提出方法 (1)の書類を、以下まで持参又は郵送で提出すること。(受付期間内必着)
※郵送による提出の場合は、書留又は簡易書留によるものとする。

② 提出先 〒301-0837

茨城県龍ケ崎市3571番地の1

稲敷地方広域市町村圏事務組合 事務局管理課

(4) 入札参加資格の確認結果については、令和8年5月13日（水）までに各者にFAXにて通知する。

(5) その他

① 提出された書類は、返却しない。

② 受付期間内に提出書類を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者の入札への参加は認めない。

5 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、組合に対して説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、通知（FAX）が到達した日の翌日から起算して3日以内（土、日、祝祭日を除く）に書面を持参して行わなければならない。

(3) 説明を求められたときは、申立てを受理した日の翌日から起算して3日以内（土、日、祝祭日を除く）に書面により回答する。

6 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年5月20日（水）午前11時

(2) 場所 稲敷地方広域市町村圏事務組合 2階会議室

7 入札方法等

- (1) 上記日時及び場所に必要事項を記入した入札（見積）書を持参し、提出すること。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札（見積）書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札（見積）書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回とする。
- (4) その他の事項は、稲敷地方広域市町村圏事務組合競争入札参加者心得（平成20年稲敷地方広域市町村圏事務組合告示第15号）第2条において準用する龍ヶ崎市競争入札参加者心得（平成6年龍ヶ崎市告示第15号。以下「入札参加者心得」という。）による。

8 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 免除

9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札参加者心得において示した条件等、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者及び記2に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

10 その他

- (1) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年稲敷地方広域市町村圏事務組合条例第13号）第2条の規定により組合議会の議決を得るまでは仮契約とし、組合議会の議決を得たる後本契約としての効力を有する。
- (2) 入札参加者は、仕様書の内容及び入札参加者心得を十分に理解したうえで参加すること。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載をした場合においては、規程に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) その他、詳細及び不明な点については、次に照会のこと。

稲敷地方広域市町村圏事務組合 事務局管理課

TEL 0297-64-3741